

津市嘱託職員の取扱いに関する要綱

平成18年1月1日訓第147号

改正 平成20年5月30日訓第49号
平成22年2月5日訓第4号
平成22年6月30日訓第46号
平成23年2月28日訓第8号
平成24年3月31日訓第29号
平成25年9月30日訓第47号
平成27年3月27日訓第12号
平成28年3月29日訓第20号
平成29年3月10日訓第7号
平成29年12月26日訓第83号
平成30年3月9日訓第6号
平成31年2月27日訓第5号
令和2年3月31日訓第21号
令和3年2月9日訓第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘱託職員に係る任用及び給与その他の勤務条件等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「嘱託職員」とは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前又は解散前の次に掲げる規程の適用を受けていた職員で、引き続き当該施行日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により任用される一般職に属するものをいう。

- (1) 久居市嘱託職員の取扱いに関する規程（昭和63年久居市規程第7号）
- (2) 久居市教育委員会嘱託職員の取扱いに関する規程（平成7年久居市教育委員会規程第1号）
- (3) 現業における嘱託職員取扱い要綱（昭和56年美杉村告示第2号）

(職務)

第3条 嘱託職員は、あらかじめ命じられた専門的な業務等を行うものとする。

(任用の期間等)

第4条 嘱託職員の任用の期間は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。ただし、業務の都合により特に必要があると認めるときは、1年の範囲内において更新することができる。

2 嘱託職員については、いかなる場合においても新たな者をその任用の対象としない。

3 嘱託職員は、年齢60歳に達したときは、当該年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、施行日において年齢が60歳を超えている嘱託職員及び平成18年3月31日までに年齢が61歳に達する嘱託職員については、同日に退職するものとする。

(給与)

第5条 嘱託職員の給与は、次の各号に掲げる嘱託職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 嘱託職員のうち、第2条第1号及び第2号に規定する規程の適用を受けていた嘱託職員 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

(2) 嘱託職員のうち、第2条第3号に規定する規程の適用を受けていた嘱託職員 給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 嘱託職員の給与の支給日及び支給方法は、津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)別表第1及び別表第2の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)の例による。

3 嘱託職員には、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年津市条例第34号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するものとし、月額をもって定める。

4 給料表は、次の各号に掲げる嘱託職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 嘱託職員のうち、第2条第1号及び第2号に規定する規程の適用を受けていた嘱託職員 嘱託職給料表(一)(別表第1)

(2) 嘱託職員のうち、第2条第3号に規定する規程の適用を受けていた嘱託職員 嘱託職給料表(二)(別表第2)

5 前条第1項ただし書の規定により嘱託職員の任用の期間が更新された場合においては、当該嘱託職員の勤務成績に応じて昇給させることができる。

6 前項の規定による昇給の基準については、正規職員の例による。
(旅費)

第6条 嘱託職員の旅費については、正規職員の例による。
(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 嘱託職員の勤務時間その他の勤務条件については、この要綱に定めるものを除くほか、正規職員の例による。
(服務並びに分限及び懲戒)

第8条 嘱託職員の服務並びに分限及び懲戒については、正規職員の例による。
(福利及び厚生)

第9条 嘱託職員の福利及び厚生については、正規職員の例による。
(公務災害補償)

第10条 嘱託職員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。
(被服の貸与)

第11条 嘱託職員の被服の貸与については、正規職員の例による。
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額
の支給に関する特例)

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における嘱託職員
に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100
分の1.59を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(この訓の失効)

3 この訓は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年5月30日訓第49号）

この訓は、平成20年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月5日訓第4号）

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日訓第 46 号）

この訓は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日訓第 8 号）

この訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日訓第 29 号）

この訓は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日訓第 47 号）

この訓は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日訓第 12 号）

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日訓第 20 号）

1 この訓は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 28 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長が別に定める職員を除く。）には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日訓第 7 号）

この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日訓第 83 号）

1 この訓は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

2 この訓の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の別表第 1 又は別表第 2 の給料表の適用を受けていた嘱託職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表（附則第 2 項関係）

嘱託職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	新号給
1	3 月未満	1
	3 月以上 6 月未満	2
	6 月以上 9 月未満	3

	9 月以上 1 2 月未満	4
	1 2 月以上	5
2	3 月未満	5
	3 月以上 6 月未満	6
	6 月以上 9 月未満	7
	9 月以上 1 2 月未満	8
	1 2 月以上	9
3	3 月未満	9
	3 月以上 6 月未満	10
	6 月以上 9 月未満	11
	9 月以上 1 2 月未満	12
	1 2 月以上	13
4	3 月未満	13
	3 月以上 6 月未満	14
	6 月以上 9 月未満	15
	9 月以上 1 2 月未満	16
	1 2 月以上	17
5	3 月未満	17
	3 月以上 6 月未満	18
	6 月以上 9 月未満	19
	9 月以上 1 2 月未満	20
	1 2 月以上	21
6	3 月未満	21
	3 月以上 6 月未満	22
	6 月以上 9 月未満	23
	9 月以上 1 2 月未満	24
	1 2 月以上	25
7	3 月未満	25
	3 月以上 6 月未満	26
	6 月以上 9 月未満	27
	9 月以上 1 2 月未満	28
	1 2 月以上	29

8	3月未満	29
	3月以上6月未満	29
	6月以上9月未満	30
	9月以上12月未満	30
	12月以上	31
9	3月未満	31
	3月以上6月未満	31
	6月以上9月未満	32
	9月以上12月未満	32
	12月以上	33
10	3月未満	33
	3月以上6月未満	33
	6月以上9月未満	33
	9月以上12月未満	33
	12月以上	34
11	3月未満	34
	3月以上6月未満	34
	6月以上9月未満	34
	9月以上12月未満	34
	12月以上	35
12	3月未満	35
	3月以上6月未満	35
	6月以上9月未満	36
	9月以上12月未満	36
	12月以上	37
13	3月未満	37
	3月以上6月未満	37
	6月以上9月未満	37
	9月以上12月未満	37
	12月以上	38
	3月未満	38
	3月以上6月未満	38

14	6 月以上 9 月未滿	38
	9 月以上 1 2 月未滿	38
	1 2 月以上	39
15	3 月未滿	39
	3 月以上 6 月未滿	39
	6 月以上 9 月未滿	40
	9 月以上 1 2 月未滿	40
	1 2 月以上	41
16	3 月未滿	41
	3 月以上 6 月未滿	42
	6 月以上 9 月未滿	43
	9 月以上 1 2 月未滿	44
	1 2 月以上	45
17	3 月未滿	45
	3 月以上 6 月未滿	46
	6 月以上 9 月未滿	47
	9 月以上 1 2 月未滿	48
	1 2 月以上	49
18	3 月未滿	49
	3 月以上 6 月未滿	50
	6 月以上 9 月未滿	51
	9 月以上 1 2 月未滿	52
	1 2 月以上	53
19	3 月未滿	53
	3 月以上 6 月未滿	54
	6 月以上 9 月未滿	55
	9 月以上 1 2 月未滿	56
	1 2 月以上	57
20	3 月未滿	57
	3 月以上 6 月未滿	58
	6 月以上 9 月未滿	59
	9 月以上 1 2 月未滿	60

	1 2 月以上	61
21	3 月未満	61
	3 月以上 6 月未満	62
	6 月以上 9 月未満	63
	9 月以上 1 2 月未満	64
	1 2 月以上	65
22	3 月未満	65
	3 月以上 6 月未満	66
	6 月以上 9 月未満	67
	9 月以上 1 2 月未満	68
	1 2 月以上	69
23	3 月未満	69
	3 月以上 6 月未満	70
	6 月以上 9 月未満	71
	9 月以上 1 2 月未満	72
	1 2 月以上	73
24	3 月未満	73
	3 月以上 6 月未満	74
	6 月以上 9 月未満	75
	9 月以上 1 2 月未満	76
	1 2 月以上	77
25	3 月未満	77
	3 月以上 6 月未満	78
	6 月以上 9 月未満	79
	9 月以上 1 2 月未満	80
	1 2 月以上	81
26	3 月未満	81
	3 月以上 6 月未満	82
	6 月以上 9 月未満	83
	9 月以上 1 2 月未満	84
	1 2 月以上	85
	3 月未満	85

27	3 月以上 6 月未滿	86
	6 月以上 9 月未滿	87
	9 月以上 1 2 月未滿	88
	1 2 月以上	89
28	3 月未滿	89
	3 月以上 6 月未滿	90
	6 月以上 9 月未滿	91
	9 月以上 1 2 月未滿	92
	1 2 月以上	93
29	3 月未滿	93
	3 月以上 6 月未滿	94
	6 月以上 9 月未滿	95
	9 月以上 1 2 月未滿	96
	1 2 月以上	97
30	3 月未滿	97
	3 月以上 6 月未滿	98
	6 月以上 9 月未滿	99
	9 月以上 1 2 月未滿	100
	1 2 月以上	101
31	3 月未滿	101
	3 月以上 6 月未滿	102
	6 月以上 9 月未滿	103
	9 月以上 1 2 月未滿	104
	1 2 月以上	105
32	3 月未滿	105
	3 月以上 6 月未滿	106
	6 月以上 9 月未滿	107
	9 月以上 1 2 月未滿	108
	1 2 月以上	109
33	3 月未滿	109
	3 月以上 6 月未滿	110
	6 月以上 9 月未滿	111

	9月以上12月未満	112
	12月以上	113
34	3月未満	113
	3月以上6月未満	114
	6月以上9月未満	115
	9月以上12月未満	116
	12月以上	117
35	3月未満	117
	3月以上6月未満	118
	6月以上9月未満	119
	9月以上12月未満	120
	12月以上	121
36	3月未満	121
	3月以上6月未満	121
	6月以上9月未満	121
	9月以上12月未満	121
	12月以上	121

嘱託職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
	1級	2級
	経過期間	
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
2	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
	3月未満	5
	3月以上6月未満	6

3	6 月以上 9 月未滿	7	7
	9 月以上 1 2 月未滿	8	8
	1 2 月以上	9	9
4	3 月未滿	9	9
	3 月以上 6 月未滿	10	10
	6 月以上 9 月未滿	11	11
	9 月以上 1 2 月未滿	12	12
	1 2 月以上	13	13
5	3 月未滿	13	13
	3 月以上 6 月未滿	14	14
	6 月以上 9 月未滿	15	15
	9 月以上 1 2 月未滿	16	16
	1 2 月以上	17	17
6	3 月未滿	17	17
	3 月以上 6 月未滿	18	18
	6 月以上 9 月未滿	19	19
	9 月以上 1 2 月未滿	20	20
	1 2 月以上	21	21
7	3 月未滿	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23
	9 月以上 1 2 月未滿	24	24
	1 2 月以上	25	25
8	3 月未滿	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27
	9 月以上 1 2 月未滿	28	28
	1 2 月以上	29	29
9	3 月未滿	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31
	9 月以上 1 2 月未滿	32	32

	1 2 月以上	33	33
10	3 月未満	33	33
	3 月以上 6 月未満	34	34
	6 月以上 9 月未満	35	35
	9 月以上 1 2 月未満	36	36
	1 2 月以上	37	37
11	3 月未満	37	37
	3 月以上 6 月未満	38	38
	6 月以上 9 月未満	39	39
	9 月以上 1 2 月未満	40	40
	1 2 月以上	41	41
12	3 月未満	41	41
	3 月以上 6 月未満	42	42
	6 月以上 9 月未満	43	43
	9 月以上 1 2 月未満	44	44
	1 2 月以上	45	45
13	3 月未満	45	45
	3 月以上 6 月未満	46	46
	6 月以上 9 月未満	47	47
	9 月以上 1 2 月未満	48	48
	1 2 月以上	49	49
14	3 月未満	49	49
	3 月以上 6 月未満	50	50
	6 月以上 9 月未満	51	51
	9 月以上 1 2 月未満	52	52
	1 2 月以上	53	53
15	3 月未満	53	53
	3 月以上 6 月未満	54	54
	6 月以上 9 月未満	55	55
	9 月以上 1 2 月未満	56	56
	1 2 月以上	57	57
	3 月未満	57	57

16	3 月以上 6 月未滿	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60
	1 2 月以上	61	61
17	3 月未滿	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64
	1 2 月以上	65	65
18	3 月未滿	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68
	1 2 月以上	69	69
19	3 月未滿	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72
	1 2 月以上	73	73
20	3 月未滿	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76
	1 2 月以上	77	77
21	3 月未滿	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78
	6 月以上 9 月未滿	79	79
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80
	1 2 月以上	81	81
22	3 月未滿	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83

	9 月以上 1 2 月未満	84	84
	1 2 月以上	85	85
23	3 月未満	85	85
	3 月以上 6 月未満	86	86
	6 月以上 9 月未満	87	87
	9 月以上 1 2 月未満	88	88
	1 2 月以上	89	89
24	3 月未満	89	89
	3 月以上 6 月未満	90	90
	6 月以上 9 月未満	91	91
	9 月以上 1 2 月未満	92	92
	1 2 月以上	93	93
25	3 月未満	93	93
	3 月以上 6 月未満	94	94
	6 月以上 9 月未満	95	95
	9 月以上 1 2 月未満	96	96
	1 2 月以上	97	97
26	3 月未満	97	97
	3 月以上 6 月未満	98	98
	6 月以上 9 月未満	99	99
	9 月以上 1 2 月未満	100	100
	1 2 月以上	101	101
27	3 月未満	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103
	9 月以上 1 2 月未満	104	104
	1 2 月以上	105	105
28	3 月未満	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106
	6 月以上 9 月未満	107	107
	9 月以上 1 2 月未満	108	108
	1 2 月以上	109	109

29	3月未満	109	109
	3月以上6月未満	110	110
	6月以上9月未満	111	111
	9月以上12月未満	112	112
	12月以上	113	113
30	3月未満	113	113
	3月以上6月未満	114	114
	6月以上9月未満	115	115
	9月以上12月未満	116	116
	12月以上	117	117
31	3月未満	117	117
	3月以上6月未満	118	118
	6月以上9月未満	119	119
	9月以上12月未満	120	120
	12月以上	121	121
32	3月未満	121	121
	3月以上6月未満	121	122
	6月以上9月未満	121	123
	9月以上12月未満	121	124
	12月以上	121	125
33	3月未満		125
	3月以上6月未満		125
	6月以上9月未満		125
	9月以上12月未満		125
	12月以上		125

附 則（平成30年3月9日訓第6号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日訓第5号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓第21号）

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 9 日訓第 3 号）

この訓は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表第1 嘱託職給料表（一）（第5条関係）

号給	給料月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700

30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200
45	211,300
46	212,600
47	213,900
48	215,200
49	216,300
50	217,400
51	218,400
52	219,500
53	220,600
54	221,600
55	222,500
56	223,500
57	223,800
58	224,600
59	225,400
60	226,100
61	226,800

62	227,800
63	228,600
64	229,400
65	230,100
66	230,800
67	231,700
68	232,700
69	233,400
70	234,000
71	234,500
72	235,200
73	236,000
74	236,600
75	237,200
76	237,700
77	238,400
78	239,100
79	239,800
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,800
91	247,500
92	248,200
93	249,000

94	249,700
95	250,400
96	251,100
97	251,900
98	252,600
99	253,300
100	254,000
101	254,800
102	255,500
103	256,200
104	256,900
105	257,700
106	258,400
107	259,100
108	259,800
109	260,600
110	261,300
111	262,000
112	262,700
113	263,500
114	264,200
115	264,900
116	265,600
117	266,400
118	267,100
119	267,800
120	268,500
121	269,300

別表第2 嘱託職給料表（二）（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	132,300	183,600
2	133,200	185,100
3	134,200	186,600
4	135,100	188,000
5	136,100	189,200
6	137,100	190,700
7	138,100	192,100
8	139,100	193,400
9	139,900	194,800
10	140,900	195,800
11	141,900	197,100
12	143,000	198,200
13	143,800	199,400
14	144,800	200,500
15	145,800	201,600
16	146,800	202,700
17	147,900	203,600
18	149,200	204,700
19	150,400	205,700
20	151,600	206,700
21	152,700	207,600
22	153,900	208,700
23	155,100	209,800
24	156,300	210,800
25	157,400	211,700
26	158,900	212,600
27	160,400	213,300
28	161,900	214,200

29	163,300	215,100
30	164,700	216,300
31	166,200	217,300
32	167,700	218,200
33	169,100	218,800
34	170,900	220,000
35	172,700	221,100
36	174,500	222,300
37	176,200	222,800
38	177,900	223,900
39	179,600	225,100
40	181,300	226,100
41	182,800	226,900
42	184,200	228,100
43	185,500	229,100
44	186,900	230,200
45	188,400	231,300
46	189,700	232,200
47	191,100	233,300
48	192,500	234,300
49	193,800	235,300
50	194,900	236,300
51	196,000	237,300
52	197,200	238,300
53	198,300	239,400
54	199,400	240,400
55	200,300	241,100
56	201,400	241,800
57	202,500	242,700
58	203,500	243,600
59	204,500	244,500
60	205,500	245,200

61	206,600	246,000
62	207,500	246,900
63	208,400	247,800
64	209,300	248,700
65	210,000	249,500
66	210,800	250,300
67	211,500	251,100
68	212,300	251,800
69	212,700	252,500
70	213,300	253,100
71	213,600	253,500
72	214,000	253,900
73	214,200	254,100
74	214,600	254,500
75	215,100	255,000
76	215,700	255,500
77	215,900	255,800
78	216,600	256,200
79	217,100	256,700
80	217,600	257,200
81	218,300	257,500
82	218,600	257,800
83	219,200	258,100
84	219,900	258,400
85	220,500	258,600
86	220,900	258,800
87	221,300	259,100
88	222,000	259,400
89	222,500	259,600
90	223,000	259,800
91	223,500	260,200
92	223,900	260,400

93	224,300	260,700
94	224,700	261,100
95	225,100	261,400
96	225,400	261,700
97	225,700	261,900
98	226,200	262,200
99	226,700	262,400
100	227,200	262,700
101	227,600	263,000
102	228,100	263,200
103	228,700	263,500
104	229,300	263,800
105	229,700	264,000
106	230,200	264,200
107	230,500	264,500
108	230,900	264,700
109	231,100	265,000
110	231,500	265,300
111	232,000	265,600
112	232,400	265,800
113	232,600	266,000
114	233,100	266,300
115	233,600	266,500
116	234,100	266,700
117	234,400	267,000
118	234,800	267,300
119	235,200	267,600
120	235,600	267,900
121	236,000	268,100
122		268,300
123		268,600
124		268,900

125		269,100
-----	--	---------